



くらしと憲法

新春巻頭言

「京都憲法会議50周年の節目の年に」

No. 89

くらしと憲法
2015年
1月16日発行

明けましておめでとうございます。

1965年3月24日に、憲法改悪阻止京都各界連絡会議(京都憲法会議)が結成されて、今年で50周年となります。5月30日(土)午後、50周年記念の憲法記念春のつどい(ハートピア京都)を開催するとともに、同日夜に記念レセプション(京都ガーデンパレス)を開催する予定です。

さて、衆議院選挙の結果を受け、安倍首相は、自民、公明両党で憲法改正の発議に必要な3分の2(317議席)以上を確保したことを踏まえ、「最も重要なことは国民投票で過半数の支持を得なければならない。国民の理解と支持を深め、広げていくために、自民党総裁として努力したい」と述べ、憲法改正に重ねて意欲を示しました。

集団的自衛権の行使を盛り込んだ法整備の作業は、1978年に初めて作られた日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の改定作業と並行して準備されており、春の統一地方選挙後に法案提出とガイドライン改定を目指しています。

さらに、昨年末、自衛隊による米軍など他国軍への後方支援をいつでも可能にする新法(恒久法)を通常国会に提出する動きや、年明けには、軍事版ODA創設への法整備を検討していることが報道されています。これは、昨年4月に武器輸出3原則を180度転換して禁止から解禁に変更した防衛装備移転3原則に基づくもので、防衛省に設置された防衛装備・技術移転に関する有識者検討会が検討を始めており、秋の臨時国会に関連法案を提出する方針です。

これらの一連の動きは、2013年末の国家安全保障戦略、防衛計画大綱、中期防の閣議決定、14年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定を受けたものであり、最終的に来年夏の参議院選挙で憲法改正のための3分の2の議席を確保しようとする企みです。

京都憲法会議は50周年の節目の年にあたって、9条を骨抜きにする一連の悪法の制定に反対し、憲法改悪阻止に全力をあげる決意です。

(事務局長 木藤伸一郎)

憲法記念秋のつどい 報告

『9条解釈変更の意味と、私たちの課題と展望』

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2014年11月15日(土)、キャンパスプラザにて「憲法記念秋のつどい」を開催しました。

まず、自由法曹団京都支部幹事の尾崎彰俊さんより開会の挨拶がなされました。尾崎さんからは、安倍政権が2014年7月に行った集団的自衛権行使容認の閣議決定は、自衛隊を戦闘地

域に派遣することを認めるものであり、また、10月8日に発表された新ガイドラインは、これまで極東周辺とされてきた活動地域を宇宙まで広げてしまうものであり、日本は戦争をする国、軍事大国であると見られてしまう。一方で、安倍首相の支持率も下がり、



解散に追い込まれる事態ともなっており、今日の集会在安倍政権の暴走を止める力になればよいとの挨拶がなされました。

続いて、浦田一郎さんによる講演が行われました。講演の大意は次のとおりです。

~~~~~

私は、政府は何を言いたいんだろうということを考えています。そういうことをする人間も必要だと考え、自分なりに頑張っています。この間の政府の議論はいろいろ工夫されてはいますが、やはり問題があるというのが私の意見ということになります。

これまで、政府の文書の中では「自衛」という言葉が曖昧に使われてきました。個別的自衛権を指すことが多かったのですが、抽象的な「自衛」とも読みうる使われ方がされることもありました。抽象的な「自衛」ということになれば、それを実現する手段として、集団安全保障も集団的自衛権も、個別的自衛権とともに考え得るということになってしまいます。そのことが、今回の解釈変更のポイントなのではないかと考えています。私自身は、政府文書の中で「自衛」という言葉が曖昧に使われるということが10年ほど前から気になっていました。

そもそも自衛隊が発足したのは1954年であり、それを自衛力という言葉で政府が説明したのが、同年12月でした。それまでは、個別的自衛権も集団的自衛権も何も議論はされていませんでした。その後の安保改定の際の国会審議において、岸首相は、集団的自衛権は行使できないとしても、一定の地理的範囲内でなら認められるととれるような言い方をしています。「その国まで出かけて行って、その国を攻撃するような集団的自衛権は行使できない」と。そうであれば、公海、公空上、日本の領土内であれば認められるとも解し得ることになってしまいます。しかし、岸首相は直接的にはそうは言いませんでした。安保改定の国民運動の中で、そのようなことが言えなかったのだらうと思います。

自衛権に関する1972年解釈を変更するにあたって、政府は、基本的な論理は維持して、当てはめだけを替えているのだという説明をしています。すなわち、「自衛のための措置は必要最小限度の範囲に限られる」と言っている中の「自衛」という言葉はあくまで抽象的で、集団安全保障、集団的自衛権、個別的自衛権が含まれるとして、「必要最小限度」に限ったことから個別的自衛権に限られていたのだと解しているのではないかと思います。1972年解釈以後、集団的自衛権を認めようとする試みが国会で行われてきました。その1つは、実力によらない方法であれば、日本はすでに集団的自衛権を行使している、というもの、2つめは、集団的自衛権を行使できないというのは、保持しているのを前提にしてい

る、というもの、3つめは、必要最小限度であれば許されるというものです。

2014年7月の閣議決定の中では、「憲法第9条の下で許容される自衛措置」という言葉が使われています。集団的自衛権とは言っていません。これは、1972年解釈の基本的論理として、必要最小限度の武力の行使を認めており、「必要最小限度の武力の行使」に、個別的自衛権は入るが集団的自衛権



は入らないというあてはめをしたという理解のもとに立っています。今回「必要最小限度の武力の行使」に、必要最小限度の個別的自衛権、必要最小限度の集団的自衛権、必要最小限度の集団安全保障が含まれるとあてはめたとしています。今回の閣議決定は、集団的自衛権と言う言葉を極力使わないようにしており、国民に分からないように、不必要に最大限の努力をしていると言えます。

自衛権行使の要件については、1972年解釈時は、自衛権発動の3要件と言っており、個別的自衛権を指すことは明らかでした。ところが、今回の閣議決定では武力行使の3要件とされており、集団安全保障なども入り込みうるかたちになっています。

そして、第1要件の中に「密接な関係」という言葉が入りました。これは、日本と利害関係のある国を指しており、アメリカが入るのは間違いありませんが、それ以外の国が入るのは難しいと政府は答弁しています。そして、第1要件の中の「明白な危険」は、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される「明白な危険」とされていますが、判断にあたっての政府答弁は「など」「考慮して」などという用語を使っており、拡大して解釈される可能性があります。

第2要件である「我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」について、政府は、自国防衛であると強調する答弁をしていますが、第1要件がある以上、1972年以上に限定を加えるものではありません。

第3要件は「必要最小限度」。海外派兵の禁止について、政府は、閣議決定があっても、海外派兵が許されないとする従来の見解は変わらないと答弁しています。また、地理的範囲については、日本の領域が原則、例外的に公海、公空が許されるが、他

国の領域は許されないとされており、これは変わらないと答弁しています。そうすると、ずいぶん限定されているように聞こえますが、集団的自衛権の行使にともなって、「海外派兵」の意味も変わってくる可能性があります。国会答弁の中で、ホルムズ海峡での機雷除去は武力行使にあたるが、武力行使の中でも戦闘行為は積極的活動だが、機雷除去は受動的行為であり、必要最小限度内であるという答弁もなされています。

集団安全保障についても、3要件を満たさない場合は許されないと述べているのみで、満たす場合には許されると解釈される余地があります。国連が集団安全保障を開始した場合、武力行使が許される場合として、途中から集団安全保障に看板が切り替わることとなるだけであり、集団安全保障にも参加できると言うことになるでしょう。

解釈が変わることで、集団的自衛権を行使するという部分で権力行使が拡大されています。これは立憲主義に反します。法律学的にはあてはめが変わること自体はよくあることですが、今回の場合、基本的な論理とあてはめという議論にはやはり問題があります。



閣議決定は行政府を拘束しますが、国会や国会議員は拘束されません。国会において憲法解釈を確定すべきという意見もありますが、国会は法的論議と政治的論議が交わって議論される場所であり、また、議院法制局の位置づけは内閣法制局よりも弱いので、国会で多数決によって憲法解釈を決めるのは適当ではありません。国会としては、自由に議論して問題点を摘示し、情報を国民に開示する役割を果たすべきであると考えます。また、裁判所によって問題を解決する可能性についても言及されますが、実際には政治の重要な場面で、裁判所は政治を正当化する役割を果たしてきました。そして、日本では具体的な事件がなければ裁判が始まらないということもあります。したがって、国会が問題点を国民に提起し、国民が行動するところに、今回の閣議決定に対する展望が開かれるのではないのでしょうか。

私は、従来の憲法解釈にも問題があると考えてきました。安保体制と結びつき、基地提供など、実力

によらないかたちで軍事協力をしてきました。それが今回、相対的に消極なものから相対的に積極なものに変わりました。今回の解釈変更は96条の改憲手続の脱法行為であると考えています。さらに、「現在の解釈を前提とすれば」と国会で答弁するなど、解釈をさらにかえる含みを残しており、もう一段憲法解釈の変更をする可能性もあります。そして、明文改憲の可能性も示唆しており、非常に問題のある答弁です。

~~~~~

休憩を挟んで質疑が行われました。

軍事力によらないと言っても、かえって国際秩序が不安定になるのではないか？抑止力は必要ではないか？との質問に対し、「抑止力は、絶対に行使しないと抑止力にならない。武力を絶対に行使することを覚悟しなければならない。アメリカと日本が一体となって中国と戦争することが理性的とは思えない。そして、アメリカが武力攻撃を受けると言うことになれば抑止力が敗れたことを意味する。」などと回答されました。

自衛権は自然権か、という議論があるがどうか？との質問に対しては、「国家と国家との関係である種の自然権と考えられたとしても、国内で国民との関係で軍事力行使が自然権になることはない。」と回答されました。

また、公務員の憲法尊重擁護義務を負っているが安倍首相のようなやり方は許されるのか？との質問に対しては、「改憲手続は定められているので、改憲に向けた議論自体は必ずしも禁止されないことになる。職務として改憲手続に参加を予定されている公務員(国会議員)は議論できるが、予定されていない公務員は議論できないことになる。内閣には憲法改正発議権はないというのが一般であり、安倍さんの理屈は許されない。他方で、一般の公務員は改憲手続に参加を予定されていないので、職務として議論することは許されないが、職務を離れて一個人として行うことは表現の自由として許される。」と回答されました。

最後に、木藤伸一郎京都憲法会議事務局長より閉会の挨拶がなされました。木藤事務局長からは、日米ガイドラインの改定と国内法の整備が一体となって行われていると言われており、私たちの知らないところでガイドラインの改定が進んでいることが指摘されました。また、昨年春のつどいでご講演いただいた田中則夫先生がご逝去され、秋のつどい当日に葬儀が行われたことが報告され、平和の実現のために第一線でご奮闘してこられた田中先生のご遺志を引き継ぎ、憲法会議50周年に向けて奮闘していきたいと決意が述べられました。



2014年度総会を開きました 2014年9月26日

2014年9月26日、コープ・イン・京都にて、約20名の参加のもと、京都憲法会議の2014年度総会を開催しました。はじめに、木藤伸一朗事務局長が、運動総括と次年度の運動方針を報告しました。運動総括としては、憲法記念秋のつどいでの高橋哲哉さん(東京大学教授)の「歴史認識と憲法—安倍改憲論の背後のあるもの」との講演、憲法記念春のつどいでの森英樹さん(名古屋大学名誉教授)の「壊憲・改憲へと暴走する安倍政権と日本国憲法」との講演を中心にそれぞれ一定の成功を見たこと、憲法9条京都の会の集团的自衛権連続学習会に憲法会議から3名の講師を派遣したこと、『日本を戦争する国にする 集团的自衛権行使NO』というリーフレットを作成し宣伝活動を行ったこと、法律文化社から『憲法「改正」の論点—憲法原理から問い直す』を刊行したこと、毎月第3火曜日に「憲法リレートーク」を行ったこと等を報告しました。また、運動方針としては、国際・国

内の情勢を分析したうえで、集团的自衛権行使に向けての法整備に反対する運動、安保・沖縄・自衛隊問題への取組み、選挙制度改革問題への取組みの三つの運動課題を提起しました。また、2015年3月に京都憲法会議が結成50周年を迎えることから、50周年企画を準備していることも報告しました。

討論では、自治体キャラバンや憲法自治体づくりといったそれぞれの団体の取組みが報告され、安倍政権のメディア操作や自衛隊海外派兵恒久化法等、当面の課題にいかに対応するかが論じられました。

その後、決算案、会計監査、予算案の報告と質疑、そして役員案が報告されそれぞれ承認されました。安倍政権の改憲策動のもと課題は山積しています。他団体と連携しながら、憲法会議ならではの活動が期待されていることが改めて確認されました。



2015年前半の主な取組み

★「憲法リレートーク」

2015年も下記の通り、毎月第3火曜日の18時～18時30分、四条烏丸南西角にて、「憲法リレートーク」を行います。是非ご参加いただき、弁士になっていただいたり、チラシを配布いただけると大変助かります。

日程：1月20日、2月17日、3月17日、4月21日、5月19日、6月16日（いずれも火曜日）

★「憲法記念春のつどい」

5月30日（土）の午後、ハートピア・京都にて「憲法記念春のつどい」を、またその日の夕方には憲法会議結成50周年パーティを準備しています。詳細は改めてご連絡いたしますが、前もって日程を調整いただけますと幸いです。

京都憲法会議のリーフレット 『日本を戦争する国にする 集团的自衛権行使NO!』

集团的自衛権について、図表を用い、わかりやすく解説しています(全8ページ)。

(このリーフレットは、京都憲法会議のHPからダウンロードしていただけます)



京都憲法会議監修
木藤伸一朗・倉田原志・奥野恒久編

『憲法「改正」の論点 —憲法原理から問い直す』

実践運動とつながりながら理論を探求している、京都憲法会議ならではの出版物です。学習に、運動に、広くご利用ください。

(法律文化社、2014年、A5版、180頁、1,900円(税抜))



京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
http://www.kyoto-kenpokaigi.com/ e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)